

平成23年

第2回市議会定例会 議案第14号

函館市下水道条例の一部改正について

函館市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年6月30日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市下水道条例の一部を改正する条例

函館市下水道条例（昭和49年函館市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表1中「158円55銭」を「155円40銭」に、「170円10銭」を「164円85銭」に、「194円25銭」を「183円75銭」に、「216円30銭」を「201円60銭」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成23年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1の規定は、平成23年10月以後の月分として徴収する使用料について適用し、同年9月までの月分として徴収する使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

下水道使用料を改定するため